（別紙１）

ＧＡＰ認証取得に係る支援額の上限について

１　個別に認証を取得する場合

（１）認証の種類ごとに，支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG.A.P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

（注１）上限額は税抜き額とする。

（注２）審査費用には諸費用（登録費用，認証発行手数料等）を含むものとする。

（２）ただし，認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については，これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

ア　認証審査に要する審査員旅費

審査の受審１日に要する旅費に限り，原則として実費の１／２の範囲内で支援するものとする。ただし，支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に，審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては，県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の１／２の範囲内において支援する。

イ　研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導１日に要する旅費に限り，実費の１／２の範囲内で支援するものとする。

２　団体で認証を取得する場合

（１）支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には，認証の種類ごとに，支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG.A.P.	295 千円×（団体の構成員数の平方根＋２）
ASIAGAP	150 千円×（団体の構成員数の平方根＋２）
JGAP	130 千円×（団体の構成員数の平方根＋２）

（注１）上限額は税抜き額とする。

（注２）審査費用には諸費用（登録費用，認証発行手数料等）を含むことができることとする。

（注３）団体の構成員数の平方根については，小数点以下切り上げとする。

（２）ただし，認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については，これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

ア　認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について，原則として実費の１／２の範囲内で支援することとする。ただし，支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に，審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては，県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の１／２の範囲内において支援する。

イ　研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導（団体の構成員数の平方根＋２）日分に要する旅費に限り，実費の１／２の範囲内で支援するものとする。

（別紙２）支援対象経費

費目	細目	内容
事業費	認証取得費	ＧＡＰ認証取得に係る経費 ・認証審査費 ・審査員旅費 ・研修指導費 ・現地指導者旅費 ・ＩＣＴ機器利用費 ・分析費（残留農薬，水質，土壌等） ・改修資材導入費